

みやぎスマート農業推進ネットワーク規約

(目的)

第1 本県の農業・農村の持続的発展に向けて、農業者と産学官が連携して、農業分野におけるICT技術等を活用した超省力・高品質生産技術(スマート農業)の普及推進を図るため「みやぎスマート農業推進ネットワーク」(以下「ネットワーク」という。)を設置する。

(事業及び活動)

第2 ネットワークは、前項の目的を達成するため、次の事業及び活動を行う。

- (1) スマート農業に係る会員同士の情報交換・情報共有
- (2) スマート農業に係る調査・研究
- (3) スマート農業に関する情報収集
- (4) その他スマート農業の普及、推進に関すること

(会員)

第3 ネットワークの会員は次のとおりとする。

- (1) スマート農業に取り組んでいる又は関心がある農業者
- (2) 農業機械及び農業ICTのメーカー
- (3) 農業団体
- (4) 学術機関, 研究機関, 各種専門家
- (5) 金融機関
- (6) 市町村
- (7) 宮城県
- (8) その他ネットワークの事業及び活動に賛同する者

(事業等)

第4 ネットワークの事業及び活動については、宮城県農政部農業振興課長(以下「農業振興課長」という。)が開催し招集する。

- 2 農業振興課長は、必要に応じ、会員以外の者にも事業等への参加を認め、説明又は意見等を求めることができる。

(事務局)

第5 ネットワークの事務処理等のため、宮城県農政部農業振興課に事務局を置く。

(加入)

第6 ネットワークへの参加を希望する者は、事務局に別紙加入申込書を提出するものとし、農業振興課長の承認をもって会員とする。

(会費)

第7 会費は無料とする。ただし、事業の実施や活動に伴う負担金等が必要な場合は、その都度徴収する。

附 則

この規約は、令和元年5月1日から施行する。